# 兵庫県公報

平成26年3月4日 火曜日 号 外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

## 公布された法令のあらまし

●兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて同法の対象とされたこと及び同法の名称が改められたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律に基づき、民間事業者に兵庫県立但馬飛行場(以下「飛行場」という。)の運営等を行わせることができるようにすることとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、当該民間事業者の選定の手続、飛行場の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項等を定める等所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例をここに公布する。

平成26年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県条例第4号

兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例

(兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第1条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第3条第2項中「配偶者」の右に「(法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。以下同じ。)」を加え、「被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む」を「配偶者からの暴力を受けた者をいう」に改め、同項第3号中「あつては」を「あっては」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第9号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「基づいて配偶者」の右に「(同法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。以下この号において同じ。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成26年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県条例第5号

### 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8時30分から18時30分まで」を「飛行場の施設の利用の状況等を勘案して、知事が定める時間」に改め、同条第2項を削る。

第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(公共施設等運営権を設定する場合の特例)

- 第25条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第 16条の規定により、選定事業者(同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に飛行場の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定することができる。
- 2 前項の規定により公共施設等運営権を設定することができる選定事業者は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に選定するものとする。
  - (1) 飛行場の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - (2) 飛行場の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- 第26条 この条例(第23条、前条及び第28条を除く。)の規定に基づく知事の権限は、前条第1項の規定により 公共施設等運営権を設定した選定事業者(以下「運営権者」という。)が行うものとし、この場合における飛 行場の運営等の基準及び業務の範囲は、規則で定める。
- 2 前項に規定する場合においては、第16条及び第24条の規定にかかわらず、利用者又は第15条第1項の規定 により飛行場の施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。
- 3 前項の料金は、運営権者にその収入として収受させる。
- 4 第2項の料金の額は、運営権者が定めるものとする。
- 5 運営権者は、第2項の料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。 附 則
  - この条例は、公布の日から施行する。